北九州市上下水道局公告第２７号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和３９年北九州市水道局管理規程第２５号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

平成２６年２月１９日

北九州市上下水道局長　富　増　健　次

１　工事概要	工事名	西曲里町他配水管布設替（推進）工事
	工事場所	北九州市八幡西区西曲里町ほか
	工事内容	鋼製さや管推進工（ボーリング式・二重ケーシング方式）　内径６００ミリメートル　１８メートル　ほか
	工期	請負契約締結の日から平成２６年７月１３日まで
	予定価格	２，７５９万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
２　競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注１）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事
	等級（注２）	Ａ又はＢ
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注３）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注４）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成２０年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名又は契約の実績があること。
	手持工事等	（１）　競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Ａランク業者については本市が平成２４年度又は平成２５年度に発注した予定価格（注５）５，０００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Ｂランク業者については本市が平成２４年度又は平成２５年度に発注した予定価格２，５００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事に限る。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ　北九州市工事請負契約約款第２０条（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２０条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ　当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第２５条第５項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２５条第５項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第２５条第７項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２５条第７項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （２）　Ａランク業者については本市が発注した予定価格５，０００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Ｂランク業者については予定価格１，０００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事に限る。）で平成２６年２月１７日から同年３月１１日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	（１）　本件土木工事に係る監理技術者（注６）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が３箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注７）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 （２）　本件工事の推進工事施工中は、公益社団法人日本推進技術協会の認定する推進工事技士資格を有する責任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
	その他	（１）　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （２）　本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
３　契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成２６年３月１１日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで
４　競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成２６年２月２５日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後４時３０分まで	
５　入札書の受付期間	（１）　平成２６年３月６日及び同月７日　午前９時から午後７時まで （２）　平成２６年３月１０日　午前９時から午後４時３０分まで	
６　開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市契約室契約課
	日時	平成２６年３月１１日　午前１０時４５分
７　入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の１００分の１０以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第２号のいずれかに該当する場合は、免除する。
８　入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （１）　この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （２）　競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （３）　契約規程において準用する契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札 （４）　北九州市電子入札実施要領第１０条各号のいずれかに該当する入札	
	（１）　本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	

9　その他	（2）　入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3）　この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話　０９３－５８２－２２５６）とする。

注１　北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成６年北九州市水道局管理規程第８号）第２条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成６年北九州市規則第５９号）第７条第１項に規定する有資格業者名簿をいう。

注２　建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注３　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。

注４　建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第６条に規定する主たる営業所をいう。

注５　合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注６　建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。

注７　建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。

北九州市上下水道局公告第２８号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和３９年北九州市水道局管理規程第２５号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

平成２６年２月１９日

北九州市上下水道局長　富　増　健　次

１　工事概要	工事名	船越三丁目地内雨水調整池（その２）築造工事
	工事場所	北九州市八幡西区船越三丁目
	工事内容	管渠（きょ）工（開削）既成ボックス１，３００ミリメートル×１，３００ミリメートル　１０２．７５メートル　ほか
	工期	請負契約締結の日から２５０日間
	予定価格	９，２０８万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
２　競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注１）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第１順位であること。）
	等級（注２）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可（注３）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注４）が北九州市内にあること。
	実績	平成２０年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名又は契約の実績があること。
	手持工事等	（１）　競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成２４年度又は平成２５年度に発注した予定価格（注５）６，０００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事（小口径推進工事及び中・大口径推進工事を含む。）、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ　北九州市工事請負契約約款第２０条（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２０条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ　当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第２５条第５項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２５条第５項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第２５条第７項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２５条第７項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （２）　本市が発注した予定価格６，０００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成２６年２月１７日から同年３月１１日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	本件土木工事に係る監理技術者（注６）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が３箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	（１）　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （２）　本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
３　契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成２６年３月１１日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで
４　競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成２６年２月２５日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後４時３０分まで	
５　入札書の受付期間	（１）　平成２６年３月６日及び同月７日　午前９時から午後７時まで （２）　平成２６年３月１０日　午前９時から午後４時３０分まで	
６　開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市契約室契約課
	日時	平成２６年３月１１日　午前９時５５分
７　入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の１００分の１０以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第２号のいずれかに該当する場合は、免除する。
８　入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （１）　この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （２）　競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （３）　契約規程において準用する契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札 （４）　北九州市電子入札実施要領第１０条各号のいずれかに該当する入札	
９　その他	（１）　本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （２）　入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （３）　この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話　０９３－５８２－２２５６）とする。	

注１　北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成６年北九州市水道局管理規程第８号）第２条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成６年北九州市規則第５９号）第７条第１項に規定する有資格業者名簿をいう。

注２　建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注３　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定に基づく特定建設業許可をいう。

注４　建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第６条に規定する主たる営業所をいう。

注５　合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注６　建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。

北九州市上下水道局公告第２９号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和３９年北九州市水道局管理規程第２５号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

平成２６年２月１９日

北九州市上下水道局長　富　増　健　次

１　工事概要	工事名	陣山雨水幹線調整池場内整備工事
	工事場所	北九州市八幡東区桃園三丁目
	工事内容	排水構造物工　一式　ブロック積工　６４平方メートル　ほか
	工期	請負契約締結の日から１３０日間
	予定価格	２，９５４万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
２　競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注１）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第１順位であること。）
	等級（注２）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注３）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注４）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成２０年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名又は契約の実績があること。
	手持工事等	（１）　競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成２４年度又は平成２５年度に発注した予定価格（注５）２，５００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事（小口径推進工事及び中・大口径推進工事を含む。）、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ　北九州市工事請負契約約款第２０条（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２０条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ　当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第２５条第５項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２５条第５項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第２５条第７項（上下水道局が発注した工事にあっては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第２５条第７項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （２）　本市が発注した予定価格１，０００万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成２６年２月１７日から同年３月１１日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	本件土木工事に係る監理技術者（注６）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が３箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注７）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	（１）　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （２）　本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
３　契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成２６年３月１１日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで
４　競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成２６年２月２５日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後４時３０分まで	
５　入札書の受付期間	（１）　平成２６年３月６日及び同月７日　午前９時から午後７時まで （２）　平成２６年３月１０日　午前９時から午後４時３０分まで	
６　開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内１番１号　北九州市契約室契約課
	日時	平成２６年３月１１日　午前１０時４０分
７　入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の１００分の１０以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第２号のいずれかに該当する場合は、免除する。
８　入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （１）　この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （２）　競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （３）　契約規程において準用する契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札 （４）　北九州市電子入札実施要領第１０条各号のいずれかに該当する入札	
９　その他	（１）　本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （２）　入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （３）　この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話　０９３－５８２－２２５６）とする。	

注１　北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成６年北九州市水道局管理規程第８号）第２条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成６年北九州市規則第５９号）第７条第１項に規定する有資格業者名簿をいう。

注２　建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注３　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。

注４　建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第６条に規定する主たる営業所をいう。

注５　合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注６　建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。

注７　建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。